

心神喪失と心神耗弱について

田村京介

序

1. 心神耗弱と心神喪失に関する法律
2. 心神耗弱、心神喪失が認められた判例
3. 被疑者の状態より読み取る心神耗弱の判定率

結論

序

2012 年にオウムの高橋克彦が逮捕されたのはまだ記憶に新しいことだが、一方で高橋の逮捕により松本死刑囚の死刑がいつ執行されてもおかしくないという状況になった。

しかし当の松本は獄中にて心神耗弱に似た状態であり、その影響で死刑が執行されないという説を聞いて私はこの心神耗弱というものがどうしてそれほどまでに刑罰を科す際あるいは罪の重さを決めるときに重要視されるのかに関心を持った。

そこで特に心神耗弱とはどの程度の症状を指し、どの程度減輕されるのか、ということについて判例に照らして考察を論ずる。

1. 心神耗弱と心神喪失に関する法律

刑法

(心神喪失及び心神耗弱)

第 39 条 1 項 心神喪失者の行為は、罰しない。

2 項 心神耗弱者の行為は、その刑を減刑する。

刑事訴訟法

第 314 条【公判手続の停止】

1 項 被告人が心神喪失の状態に在るときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、その状態の続いている間公判手続を停止しなければならない。ただし、無罪、免訴、刑の免除または控訴棄却の裁判をすべきことが明らかな場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができる。

2. 心神耗弱、心神喪失が認められた判例¹

懲役3年(5)	求刑懲役5年	1	殺人罪(心神耗弱状態)	札幌地裁
懲役3年(5)	求刑懲役5年	1	殺人罪(心神耗弱状態)	岡山地裁
2014				
懲役8年	求刑懲役10年	2	殺人罪(心神耗弱状態)	長野地裁松本支部
懲役3年(5)	求刑懲役5年	1	殺人罪(心神耗弱状態)	京都地裁
懲役3年(5)	求刑懲役5年	0	現住建造物等放火罪(心神耗弱状態)	和歌山地裁
無罪	求刑懲役5年	1	傷害致死罪(心神喪失状態)	福岡地裁
無罪	求刑懲役4年	1	殺人罪(心神喪失状態)	大阪地裁
懲役3年(5)	求刑懲役5年	1	殺人罪(心神耗弱状態)	前橋地裁
懲役3年(4)	求刑懲役5年	0	現住建造物等放火罪(心神耗弱状態)	静岡地裁
懲役3年(5)	求刑懲役5年	1	殺人罪(心神耗弱状態)	福島地裁
懲役4年	求刑懲役8年	1	殺人罪(心神耗弱状態)	横浜地裁小田原支部
2013				
懲役27年	求刑無期懲役	2	殺人などの罪(心神耗弱状態)	横浜地裁
懲役2年6月	求刑懲役5年	1	殺人罪(心神耗弱状態)	横浜地裁
懲役3年(5)	求刑懲役5年	1	殺人罪(心神耗弱状態)	東京地裁立川支部
無罪	求刑懲役5年	0	殺人未遂罪(心神喪失状態)	東京地裁
懲役3年	求刑懲役6年	1	殺人罪(心神耗弱状態)	青森地裁
懲役3年(4)	求刑懲役4年	0	殺人未遂罪(心神耗弱状態)	千葉地裁
懲役3年	求刑懲役5年	0	殺人未遂罪(心神耗弱状態)	千葉地裁

¹ 「心神耗弱・心神喪失が認定された判決例」『まさかりの部屋』

〈http://www.geocities.jp/masakari5910/citizen_judge_hanrei_muzai.html〉2015年7月9日。

年（5）				
懲役3年（5）	求刑懲役5年	0	強盗致傷罪（心神耗弱状態）	富山地裁
懲役3年（5）	求刑懲役5年	1	殺人罪（心神耗弱状態）	名古屋地裁
懲役3年（4）	求刑懲役5年	0	現住建造物等放火罪（心神耗弱状態）	金沢地裁
懲役7年	求刑懲役8年	1	殺人罪（心神耗弱状態）	松山地裁
無罪	求刑懲役4年	0	殺人未遂罪（心神喪失状態）	京都地裁
懲役3年6月	求刑懲役6年	1	殺人罪（心神耗弱状態）	横浜地裁
懲役6年	求刑懲役7年	1	殺人罪（心神耗弱状態）	岐阜地裁

3. 被疑者の状態より読み取る心神耗弱の判定率

「裁判所判例 Watch」〈<http://kanz.jp/hanrei/>〉のワード検索より心神耗弱と検索した中で刑事裁判で且つ内容に沿った判例のみを有効のものとして抜き出す。

（サイトでは平成18年以降の判例が集計されている）

心神耗弱

有効判例：31

心神耗弱として認められ減軽された判例数：16

心神耗弱と認められなかった判例数：15

心神耗弱者と認められた者と認められなかった者の状態内訳

	認められた者	認められなかった者
統合失調症	4	0
うつ	4	2
不明	0	6
その他	8	7

この表より読み取れること

・心神耗弱が認められた者は統合失調症とうつの割合が半分を占めており逆に認められなかった者はこれら2つにはどちらかとい

うと当てはまらない。

表からの考察

・心神耗弱が認められなかった者に不明が多い現象について、これは弁護側より十分な根拠なくして精神鑑定を依頼されたケースで裁判官がその必要はないとして排斥したからではないかと考える。

その他の内容についてであるがこの中身にも顕著な差があった。

まず認められた者に関してはP T S D、知的障害、アスペルガー、育児ノイローゼなど比較的もっともらしいものが多かったが、認められなかった者に関しては薬物、飲酒、クレプトマニアなど自業自得に等しい理由付けが多かった。

結論

心神耗弱とは主に統合失調症、うつによるものが起因しており、極度の酩酊状態や薬物による影響で心神耗弱の状態になっても裁判ではそれを認めない傾向にある。また、心神耗弱を認めつつも減軽をしないという例もあり、心神喪失に至っては厳罰化を望む世論の影響でその認定そのものが極めて稀である。

そして、心神耗弱が認められても2～3年ほどの懲役が軽減される程度にとどまる。

つまり、心神耗弱者と認められるには犯行前より心神耗弱状態であると考えるに十分な証拠（精神科への通院等）が必要であり且つそれが認められても無期懲役や死刑などの重い刑罰を科すに十分な犯行に対しては減軽はまず望めず、懲役刑が数年輕くなる程度のものが大半ということで逮捕された後の心神耗弱者を演じる行為はほぼ無意味で裁判を長引かせる程度のわるあがきに過ぎないということである。